

議案第56号 令和7年度大津市介護保険事業特別会計補正予算
(第5号) について

それでは、議案第56号、令和7年度大津市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

第1条に歳入歳出予算の総額を定めています。

歳入歳出それぞれ8億2千768万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ341億5千365万9千円を予算計上しております。

それでは、内容につきまして令和7年度大津市介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

258ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、保険料徴収額を決算見込みの精査により増額するものです。

款2使用料及び手数料、項1総務手数料、目1督促手数料は、督促手数料を減額するものです。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、介

護給付費に対する国の負担分を増額するものです。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、事業実績に基づく増額分、目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び目3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、地域支援事業費に対する国の負担分の減額であり、目4 保険者機能強化推進交付金及び、260ページに移りまして目5 介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付決定に基づき増額するものです。目6 新しい地方経済・生活環境創生交付金は、認定調査員支援システム導入事業費に係る交付金、目7 介護保険事業費補助金は、税制改正に伴う介護保険システムの改修費に対して交付されるものです。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金及び目2 地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業に対する社会保険診療報酬支払基金の負担分について必要な補正を行うものです。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費に対する県の負担分を増額するものです。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支

援総合事業以外) は、地域支援事業費に対する県の負担分を減額するものです。

款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子収入の確定によるものです。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は介護給付費に対する市の負担分を増額するものです。

262 ページをお願いいたします。

目 2 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業) は、介護予防・日常生活支援総合事業費に対する市の負担分を増額するものです。

目 3 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外) は、包括的支援事業費及び任意事業費に対する市の負担分を減額するものです。

目 4 その他一般会計繰入金は、管理運営事業費等に対する市の負担分を減額するものです。

目 5 低所得者保険料軽減負担金繰入金は、所得の少ない第 1 号被保険者の保険料の一部を負担するための繰入金を減額するものです。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金は、基金からの

繰入金について必要な補正を行うものです。

款 8 繰越金は、令和 6 年度の繰越金を計上するものです。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、介護保険料等の徴収に係る延滞金を減額するものです。

項 3 雑入、目 1 第三者納付金は、交通事故等に起因する保険給付を行った後に、本来の負担義務者である保険会社等から保険給付費相当額を受け入れたもの、目 2 返納金は、介護給付費の返還等によるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

264 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、管理運営に係る事務経費等の決算見込みの精査により増額するものです。

目 2 連合会負担金は、滋賀県国民健康保険団体連合会負担金等の決算見込みの精査により減額するものです。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費等の決算見込みの精査により減額するものです。

項 3 認定審査会費は、介護認定審査会委員報酬等の認定審査会運営事業費、主治医意見書作成手数料や訪問調査委託料等の認定調査費の決算見込みの精査により減額するものです。

266ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス諸費は、要介護に認定された方の介護サービスの保険給付費の決算見込みの精査によるものです。

項2 介護予防サービス諸費は、要支援に認定された方の介護予防サービスの保険給付費の決算見込みの精査によるものです。

項3 高額介護サービス費、目1 高額介護サービス費は、介護サービスの利用者負担が高額になった場合、目3 高額医療合算介護サービス費及び目4 高額医療合算介護予防サービス費は、介護保険と医療保険の利用者負担の合計が高額になった場合に、所得に応じて定められた上限額を超えた部分について負担額の軽減を図るための保険給付費であり、それぞれ決算見込みの精査によるものです。

項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、介護保険施設に入所した場合等に自己負担となる食費や居住費について、所得要件及び資産要件の両方を満たす方を対象にその一部を給付するもので、決算見込みの精査によるものです。

項5 その他諸費は、介護給付費の審査支払事務手数料の決算見込みの精査によるものです。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、

目1 介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄1の介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスに係る経費であり、決算見込みの精査によるものです。

説明欄2の高額介護予防サービス費相当事業費及び、説明欄3の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担額が一定額を超えた場合の給付に係る経費であり、決算見込みの精査によるものです。

268ページをお願いいたします。

目3 一般介護予防事業費は、介護予防の普及・啓発と介護予防活動の支援事業に係る経費であり、決算見込みの精査によるものです。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費及び目2 任意事業費は、地域包括支援センター15か所の管理運営費や各種活動事業費等の決算見込みの精査によるものです。

270ページをお願いいたします。

項3 その他諸費は、地域支援事業費の審査支払事務手数料の決算見込みの精査によるものです。

以上で、議案第56号、令和7年度大津市介護保険事業特別会計

補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。